

令和 5 年度 第 2 回成年後見制度利用促進審議会
議 事 要 旨

◎ 開催日時 令和 5 年 1 1 月 2 4 日（金曜日） 1 3 時 3 0 分～ 1 5 時 3 0 分

◎ 開催場所 青梅市役所議会棟 3 階第 2 委員会室

◎ 出席者（委員 8 名、事務局 5 名）

（委員）

小野会長、山下副会長、中野委員、田中委員、小嶋委員、林委員、諸澤委員、山浦委員

（事務局）

増田健康福祉部長、茂木地域福祉課長、田中地域福祉課庶務係長、小川社会福祉協議会福祉相談係長

◎ 欠席者（なし）

◎ 次第

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 成年後見あんしん生活創造事業による報告について【資料 1】

4 協議事項

(1) 第 1 回成年後見制度利用促進審議会議事録について【資料 2】

(2) 地域福祉計画に含まれる成年後見制度利用促進基本計画（素案）について【資料 3】

5 その他

◎ 議題（要旨）

3 報告事項

(1) 成年後見活用あんしん生活創造事業の実施状況について【資料 1】

事務局より資料 1 にもとづき、(1) 成年後見活用あんしん生活創造事業の実施状況について説明を行った。

委員： (3) 支援検討会議おうめ開催状況の 8 月 10 日の①ですが、無国籍で住民票なしの方を青梅市が市長申し立てをする根拠は何ですか。

事務局： 例えば施設入所者の方などについては、保険者、前住所地の行政が首長申し立てをすることが望ましいという東京都独自のルールがあるんですが、この方については戸籍もなく住民票もなく名前も仮の名前ということで、西多摩福祉事務所が関わっているんですけども、戸籍も住民票もないので、これはちょっとどうしたものかという話になりました。ただ、居所についてご本人が現在いるところは青梅市内の病院に入院されてる方だったので、青梅市が申し立てしますというお話になりまして、青梅市が首長申し立

てという流れになりました。

委員：生活保護になったということですね。

事務局：保護されています。

委員：わかりましたありがとうございます。

会長：現在後見してる17件に対して何人の職員で、支援しているんですか。

事務局：現状、私ともう1名正規職員で対応させていただいてますので、正職員2名で対応しております。

会長：社協が法人後見を受けていくと、キャパシティー何人ぐらいまで、後見なれますか。

事務局：正直申し上げますと、20件前後がキャパシティーかなと考えております。都内全域見ても20件やっている社会福祉協議会はなかなかなくて、件数だけで見るとかなり上位の方で、現状の人員配置として考えると、20件前後かなと事務局長とも話しております。

会長：そうすると、あとちょっとで、マックスに達するというわけですね。

事務局：ここであと2件法人後見が決定しておりますので、19件になります。それでもう1件もしかしたら法人後見じゃないと難しいのではないかというケースがこれから上がってきますので、それが法人になると、今のところ考えている上限にいつてしまいます。

会長：上限を超えていくと、社協の方の人員配置のことを、市としてどうするんですかね。明確には答えられないでしょうけども。

事務局：このあと御審議いただく成年後見制度の利用促進計画の方にも出させていただいておりますが、後ほど副会長からの御質疑の中でも今会長からおっしゃっていただいた質疑がそのまま入っておりまして、確かに成年後見これからの状況で高齢者ですとか増えていくと思われまますので、こちらについても皆様のご意見をいただきながら体制のほうもいろいろ協議していくようだと思います。それ以外の受任できる法人等についても、いろいろ検討していかなければいけないと考えております。

4 協議事項

(1) 第1回成年後見制度利用促進審議会議事録について【資料2】

事務局より追加の修正等なければ議事録をホームページに掲載したい旨の説明を行った。

会長：ただいまの説明で、もし追加の修正等ありましたら、ということですが、何かございますか。

副会長：先週、日本知的障害者福祉協会の全国大会というのがありまして、その中でも後見制度について取り上げさせていただいて、大学の先生のお話を伺ったりというようなことがありました。後見制度を高齢の方と、障害の方を分けて考えないと難しいんじゃないのかと思っています。僕が前回も言ったかもしれませんが、子供の頃から後見つけると、80年とか90年という長きに渡って後見をつけるようになっちゃうんですね。精神の方はもちろん重い方がいらっしゃいます。知的障害の重度の方って言えば3歳以下ぐらいの能力しかないのが現実ですから。そういう中で、お金の判断だったり、契約の

判断ができるかって言われれば、「これでいい？」って聞いたら、「うん」ってぐらいのことは答えてくれますけど、それ以上のことは難しく、後見人なり、親権者がいれば親権者でっていう判断になっていくわけです。とにかく後見を付ける年数がものすごく長い状況になってしまう。認知症の高齢者の場合は終わりがあって言い方変ですけど、例えば10年とか20年というようなところで進んでいく。そうでないと障害の場合は80年90年という長さになってくる。そういう中でお金の問題なんかもありましたけども、家族が面倒見てくださって、家族が後見人になるっていうことならば多少はいいんですけど、やっぱりどっかで8050問題じゃないですけど、親御さんが歳とおられると、後見難しくなるっていうなことがあるんですよ。そういうところで少し障害者の後見の問題とそれから高齢者の後見の問題を少し分けて考えないと、ちょっと対応が難しいんじゃないのかと考えております。

会 長： 議事録の方はこれでよろしいですか、皆さん。それでは議事録の方は、追加修正なしとさせていただきます、公開させていただきます。

4 協議事項 (2) 地域計画に含まれる成年後見制度利用促進基本計画 (素案) について【資料3】

事務局より資料をもとに地域計画に含まれる成年後見制度利用促進基本計画 (素案) について説明をした。

会 長： ただいまの説明について、皆様から御意見、質問等ありましたらどうぞ。

副会長： 一番後ろの方に僕の質問について答えをいろいろと書いていただいているんですけど、これ説明してもらった方がよろしくないですか。

会 長： そうですね。

事務局： 副会長から事前にご質問という形でいただいているところです。今日のご議論の中でもしていただくかなというところなのですが、まず資料をご覧くださいまして、一つのQ1 青梅市が想定するアドヴォカシーが必要になる人数はどのくらい想定しているか。Q2 そのうち、日常生活自立支援事業で対応できる人はどれくらいを想定しているか。という問いに対してでございますが、現在、市の方でも市民全員に対して調査を行っているわけではございませんので、それ以上把握できていない状況でございます。参考ですが、母数となるのが前回の第1回の資料のグラフであります青梅市の年齢別人口ですとか、一人暮らしの高齢者、障害者数、手帳の所持者数というグラフがございます。もともと手帳を持ってないという方も対象となりうると思いますが、こういった方々が全体の母数としてはなりうるのかなということで、本当にざっくりとしたところでありまして、この中にも元気な方とか、こういう制度がいない方もいらっしゃるかと思います。そういったなかで結論としますと、想定できていないという状況でございます。

Q3 でございますが、成年後見制度以外の制度を周知する機会を設けるのか。というところでございますが、個々の制度の周知自体は例えばパンフレットとか、そういったことも含めて行っていることが現状であります。浸透していない状況もありますので、

周知方法についてはいろんな方について、検討が必要となってくるかと考えている状況でございます。なお、来年度につきましては、後見制度の利用促進計画も含めた地域福祉計画ですけれども、総合的に高齢者、障がい者の計画も入りますので、そういった計画の周知も含めまして、各地域での座談会等も予定しております。こういった機会を捉えて、重層的支援体制整備も絡んでまいりますので、成年後見制度も含めて、周知を図っていきたいと考えているところでございます。

Q4 ですが成年後見制度の利用を必要としている人で家族や第三者後見を使える人はどれくらいいるのか。というところですが、こちらも現在把握しておらず課題であると認識してるところでございます。

Q5 で、青梅社協の法人後見で対応できる人数はどのくらいいるのか。というのは、先ほど冒頭で、会長のからもご質疑があったところでございます。こちらは国等から明確な基準等も示されていないところでございますが、先ほど、社協からもお話ありました通り、現状では20名程度が限界というところでございます。

Q6 でございますが、市民後見人を希望し定額で協力してくれる人がいることが想定されますか。ということでございます。費用については、前回の審議会でも議論もしていただいて、なかなか課題であるという認識のため、実施に当たりましては他団体の状況などを調査した上で決めていく必要があるというふうに考えています。

副会長： ありがとうございます。要は母体となる人数とか、それを把握しないと対策を打てないんじゃないかというふうに思ったので、その母数をどれくらいというふうに考えてらっしゃるのかということで、質問させてもらいました。先ほどの表を見させてもらっても、知的障害の人たちがあまり法人後見の方に上がってきていないように見えるんです。そうすると、基本的には家族や第三者後見で対応されていると読み取れるんです。そうすると、一部精神の方がいらっしゃるみたいですけど、法人後見をしていくのは高齢で、身寄りが全くいないような状況の方が想定されるように読み取れるかなと感じました。

会 長： ほかの委員の皆さんどうですか。

副会長： 市民後見人の資格を取得するのに、市民後見の講座を受けているんですが、これだったら社会福祉士とった方がいいと思うぐらいのプログラムの量なんですよ。厚生労働省から示されているものだけでもね。市民後見は、お願いされてやるような代物ではなくて、相当量の勉強をしないとできない。その講座を開くこと自体も、その講師をどう集めてどうやっていくのかっていうのも結構厳しい内容だなんていうふうに思っています。何を言いたいかっていうと市民後見いけるのかなって心配をしているんですよ。それよりも例えば、法人後見の方、今2人って言ってましたけど社協の職員を1人2人増やした方がお金もかからないで、対応ができるんじゃないかと。市民後見という制度もありますよ的なことで、あとは青梅市の場合に法人後見でいった方が良くないかなっていうのが僕の意見なんです。

事務局：事務局から補足です。原案の43ページをご覧くださいまして、基本方針4と書いてあるところの、一番下の方の枠組みのところですか。成年後見制度の利用促進という枠の方で制度の周知・啓発、相談事業の実施、利用促進など云々この、下から2行目のところですね。前段から読み上げますと、第2段落からですけど法人後見については経済的な理由から適切な成年後見人等を得られない市民の後見人等を社会福祉協議会が受任し、支援を行うほか、今後法人後見が増加することを見込み、社会福祉協議会以外に受任できる法人を募集しますというふうに原案には書かせていただきました。募集という表現も含めまして言い切ってしまうていいかどうかというのはありますので、こちらを口頭で恐縮ですが、受任できる法人について検討しますぐらいの程度にさせていただければと思います。先ほど副会長からお話がありました通り、そういう法人後見自体のあり方というのを、今後社協のキャパシティも含めて検討していくのかなというふうに考えてるところの反映でございます。その次の、市民後見のところにつきましては、市民後見人の育成支援に取り組みますという記載にはなっておりますが、まず、制度自体の周知、啓発がまず一番かなということも考えており、市民後見についても育成支援に将来的には取り組んでいかななくてはいけないのかなというところもありますので、こういった記載にさせていただいております。いろいろご意見等ぜひ積極的にいただければと思います。

副会長： ●●委員、高齢者の施設で法人後見を受けられるようなところってありますか。

委員：今、結構手いっぱいだと思うんですね。私共の法人で、地域貢献事業やってるんですけども、それでも年間1000万円かかっちゃって、今どうしようか考えているところなんです。非常勤職員一人、常勤職員一人が関わっているのですが、収支差額からいって、どう見ても割に合わないの、そうなってくると、法人後見のスタッフを抱えるってというのは、ちょっと厳しいかなという気がします。

会長：考えられるのは複数法人が連携して行うという体制ですかね。

委員：その、可能性もあるかもしれないですね。

委員：私の理解の範囲なんですけど、まず後見人として多いのは、専門職です。専門職員の費用が必要です。それが出せない場合に、社協の法人後見を受けたわけですから。だから他の法人にお願いする場合には、無料でやってるだけではないから結局その費用をどうするかっていう話が出てくる。費用を出せるならば、専門職にも出せるわけですから、専門職に出すほどの費用を出せないけれども、お願いしますという話は、そう簡単にはいかないんじゃないかなと思います。

会長：後見人報酬は、基本的には本人の資産の状況を見て、家庭裁判所が決めるんですからどちらでいくらっていうわけにもいかないですね。それと資産を見てその後見人と市の活動状況を勘案してということですね。

副会長：施設に入ってる場合が大体2万円で、地域に暮らしてる場合3万円みたいな。もちろん沢山持ってる人は別でしょうけど、最低限は大体そんなような数字ですけどね。

委員： その市民後見について言うと実際なかなか進んでないですけど、流れとしては、もう専門職が後見人やっていて落ち着いていて、あんまり問題ないでしょうってことは市民後見に移していければという議論があったと思いますね。だから、市民後見か法人後見かというそういう話ではなくて。

副会長： それだったらいけるかもしれませんが、ただ本当にどうしてこんなに勉強しなければいけないのっていう市民後見人のプログラムを厚生労働省が出してきてる。50時間ぐらいは、勉強してるのかな。ちょっとやそっとのことでは取れない感じです。

会長： しかも、実習もしなければいけない。そんな実習は社協さんで引き受けるしかないんで。

事務局： そうですね、今、うちで法人で受けてる方の支援、一緒に同行していただくとか、そういったところでの対応になるかなとは思いますが。

副会長： 市民後見人取るのにその勉強をする費用は本人が払って、現実的な話をさせてもらうんですけど、例えばこの近くだったら多摩リハビリテーション学院とかに委託して、そこで授業をやってくださいみたいなことをやって、青梅の場合ですけどその費用は自分で払って市民後見になって1人当たり月々3000円ぐらいでやってくださいみたいな話でやるかなっていう。さっき言ったように、市が例えば授業料から何かからきちんと持った上で、本当にそういう奉仕の精神を持った方を集めてやるっていうよりもさっき言ったように、法人後見を少し厚く、今、青梅市内の社会福祉法人いっぱいあるんですけど、後見すると最低でも相談員1人雇うような感じですよ。

委員： 何件持つかにもよりますね。確かに、社会福祉士持ってるので、できるといえばできるのかも知れませんが、一つ、言い方によっては、社会福祉法で義務付けられている地域貢献事業でこれが該当するならば、実際受ける受けないは別として、看板掲げてただけでしたら、可能性は十分にあるのかなと。そちらの方を市の方で、いわゆる地域貢献事業としてこれは活用できますというアピールをしていただければ、もしかすると増えていく可能性はあります。

事務局： 参考までに情報ではございますが、先日社協も参加されたのですが、令和5年度東京都成年後見地域連携ネットワーク会議とか連絡会の開催がございました。そちらにオンラインで参加させていただいたのですが、その中で自治体の報告ということで世田谷区の報告がございました。法人後見の参画について報告がありまして、世田谷区ですと、受任調整会議の法人の中にできる団体が二つしかない。社協と、あと精神保健福祉士の法人が2法人あるということです。その中で4年度取組状況としまして、受任者調整会議のオブザーバーとして参加できるように推薦基準を整備して、受任の一件目については、社協が監督人、最低1年間になるですとか、流動資産1500万以内っていった条件なども付してやっていると、5年度については一つの社会福祉法により法人後見の希望ありということで、現在推薦基準に照らし合わせてチェックしている最中だという報告もあったりしました。

委員： 流動資産 1500 万円未満っていうのは相当小さな規模でないかと思うんですけども、それを当てはめると市内の法人がほぼ除外になってしまうんですが。

事務局： それはそれぞれの社会資源ですとか、世田谷区といろいろ状況が違うと思いますので、こういった先進事例を含めて青梅市としてもいろいろ検討が必要なのかなと考えております。

副会長： 流動資産 1500 万というのは、本人の流動資産ですよ。

委員： 本人ですから、たくさん持ってたらそれはちょっと。だからそれは専門後見人でいけますよね。

委員： ちょっといいですか。例えば社会福祉法人が法人後見したとして、その法人が持っている施設に入所している方の後見人はできないんですよ。利益相反なんですよ。逆に沢山あると思います。双方にやれば、その辺をOKということになるんですよきっと。

副会長： 法人後見は無報酬だっていうことで公益事業でやれって言われれば、結構厳しいですよ。

委員： そうですね。

会長： 今、●●委員さんがおっしゃったような利益相反が起こる可能性があるんで、基本的に複数の社会福祉法人が共同してNPO法人立ち上げる。そして、利益相反をなくしてしまう。起こらないようにするというので、そのNPO法人に対しては当然後見人報酬もらえますから、それにプラス市が何らかの助成をするという体制でNPO法人を運営していく。社会福祉法人もそれぞれ余剰財産の部分の地域貢献事業のところでもNPO法人に出資するみたいなそうしたイメージ。

委員： ただ、それは今の制度上難しいんじゃないですかね。社会福祉法人が法人の資金を外へ持ち出すというのは、なかなか難しいハードルがあると思います。

会長： 多分、その法人の社会貢献の計画を立ててその計画の中で、それを監査指導が認めるかどうかというところですね。そういう計画を作る。多分、かなりそういう意味ではまさに公益的な事業ですから、認めざるを得ないんじゃないかなと思いますね。複数法人連携じゃないですけども、神奈川県の大和市で知的障害者施設がNPO法人立ち上げて、法人後見してるっていう例はあります。

あとは、NPO法人等で後見をやっているNPO法人がもしあれば、青梅市まで対象エリアを広げてもらえるような働きかけ。立川あたりに、ありそうな気もするんですけど、ないですかね。

副会長： 母数がどのくらい、だからニーズがどのくらいあるのかっていうのが、今言ったようなことで市内で●●さんとうちで組んでNPOを立ててなんて言ってもなかなかね、また場所から何かって考えたら、相談支援事業所の中で一緒にやってみたいな話があればまたちょっと違いますけど、そうじゃないと場所を確保するんだってなかなか大変だと、お互いみんな難しいのかな。問題はどのくらいのニーズがあるのかっていうことがあって、会長の提案のように、他の地域でそういうのをやっていて青梅市の方がもし助けて

よって言ったら助けてくれるようなNPO法人さんがあったらそれはお願いしても全然いいんじゃないかなと思うんです。母数をはっきりしない中では、先ほど報告があったように社協の法人後見が今の2人体制ではもういっぱいになってしまうということは事実なわけです。ただこれからの青梅市の人口動向状況は高齢の方じゃなくて子供の方を心配しています。団塊の世代の方が大体1学年2000人いるんですね。今71から75ぐらいまでの人、それから47、8から51、2の団塊ジュニアの人がやっぱり2000人ぐらいずついるんですよ。その間の方は大体1500人ぐらいで、暫時減って行って、今、小学校の6年生ぐらいが1000人切ってるかな。0歳児が、青梅市内で500人台なんですよ。どちらかっていうと少子化対策の方が本当に心配なぐらいですけど、いずれにしてもさっき言ったその71から75ぐらいの団塊の世代の人たちがこれから高齢化してきて、この人たちの家族や見守りする人たちがなくなったときに、どう対応するかっていうことをまず第1に考えた計画でいいんじゃないのかなと思います。さっき知的障害の方を、専門後見人と家族で何とか今のところ足りていて法人後見をもしお願いしなければならなくなっても市内でも1人2人とかっていうような数字になっていく。福祉年金の中で知的障害の人たちが例えば、2万円なのか、裁判所が決めるわけですけど、僕も国の方にも提案をしてるんですけど、実際のお金の整理とかなんかはですね全部施設がやっているんですよ。資料も全部作って、それで後見人さんは裁判所に届け出を出すだけみたいな指針もあったし、市民後見でもできるぐらいの内容にして、なのに月々2万円なのはおかしいと思ったりしてるんです。支払いは、利用者が払ってるわけですけど、そういうふう考えたときに、障害者で福祉年金をもらっているとかっていう中では、もっとお金を使いたいっていう人たちは、意思能力が高いので、後見取らなくても、自分でこうしたいとかっていうことや契約能力も多少あるんじゃないかなと思うんです。そういうふう考えたときには、これから後期高齢者になっていく団塊の世代の人たちの認知症になっていく人たちが家族や身の回りの人がいない人たちを対象に考えるというようなことで母数は考えられるのかなというふうに思うんです。

委員： マクロ的に考えた場合っていうのはそのまま持ってくるのは難しいかもしれないんですけど、少なくとも、子供たちへの支援というのは、これから増やしていかないと、ここだけの問題じゃなくてもっと、青梅市全体の問題になりかねないとは思っています。それはそれでやるとして、もっと絞ってこの成年後見ということで考えると、どっかから手つけなければいけないんでしょうか。問題意識はあるんだけど、なかなか考えるのが難しいですよ。これはもう民生委員という立場を置いていっても、どうかなっていうのがあったりするんですよ。なかなか想像が僕の経験なり、今までの経緯の中ではちょっと想像がつかない状況で、どうしたらいいんだろうっていう悩みだけが残ってるという状況です。

事務局： いずれにしましても、この成年後見制度の利用促進計画も地域福祉計画の中に含まれるのですが、そのもっと大きな地域福祉総合計画という中に高齢者とか障害者とか合

本した計画になっていくものでございます。計画期間につきまして令和6年度を初年度にしまして、向こう6年の計画期間で考えてるところでございます。今のところ地域福祉計画の方も含めて、長いスパンになりますので、地域共生社会推進会議の方でも議論いただいておりますが、中間年の令和8年度に中間見直しを行う予定でございます。そういったところで冒頭で副会長からの御質問にもありましたように、どのぐらいのニーズがあるのかっていうのが正直把握できてない状況の中で今、●委員もおっしゃられたように、成年後見だけを切り取ってどうしていくのかっていう議論は非常に難しいところではあると思います。地域総合福祉計画のなかでは、重層的支援体制整備の方も6年度からスタートする中で、いろんな複雑困難な事例に対しても、一つのツールとして後見制度の利用促進を図っていくケースも出てくるかと思っております。そういったところで、今後いろんなそういうニーズ把握も含めて、中間見直しの際までに検討していかなくてはいけないかなと思っております。まずは少々乱暴なところあるかもしれませんが、計画の方向性として、定めていかなくてはいけないかなっていうところもございまして、そういったところも踏まえまして御議論をしたいと思います。

会 長： みなさんいかがでしょうか。

委 員： 高齢の方からの話ですけど、成年後見制度は本来、判断能力の低下したご本人のための制度で、判断能力低下しないうちから、成年後見制度とか権力の理解とかについて知って備えるっていうことが、結局自分自身の権利を守るということをちょっと広く住民に理解していただく必要があるなってすごく今、包括で働きながら思っています。実際の支援の中でも集合住宅に住んでる方が認知症発症して鍵を紛失したり、あと徘徊して警察に保護されたりすることがあるんですけども、このような状況で近隣の住民から施設への入所を求められる相談っていうのもあるんです。住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、具体的な支援方法とか見通しを知らないと周囲の人たちも不安を感じて、本人の安全とか公共の福祉っていうところのためにも、本人の意思と別に入所が必要だと考えてしまうことが多いかなと感じています。この背景には、高齢者の権利擁護とか、認知症の方でも住み慣れた地域で暮らすための方法や、在宅で受けられる介護サービスや地域資源の活用方法とか、成年後見制度などの情報が不足しているっていうことが考えられています。こちらの計画の方を、進めていかなければいけないんですけども、成年後見人制度とか権利擁護について一般的にちょっと理解が難しいといわれて、単体での講座開催は、なかなか住民の参加を促すことが難しいような状況なんです。地域包括支援センターでは現在の介護予防教室の取組の中で、地域の自治会とか高齢者クラブで定期的に開催してたんですけど、そこから自主的に包括支援センターの講座を定期的に開催してほしいという要望がかなり出てきていて、講座を設けたり、継続的な繋がりができて認知症に備えて成年後見制度とか、権利擁護についての講座を広められる取りかかりにはなるんじゃないかなと思っております。あと地域福祉計画の案です、ね、小中学生向けの認知症サポーター養成講座の計画も盛り込まれていたようなので、

アンケートにも住民への学校とか、社会の中での教育、啓発みたいなのが必要だっていうことが出ていたので、そういったときに持ち帰りの資料とか工夫して、その背景にいる保護者の方にも成年後見人制度に興味を持っていただけるような働きかけも検討できるのではないかなと思っております。高齢になって認知症になる方がかなりいらっしゃるということに関して、やっぱり若いときとか、元気なときはなかなか気づけないっていうところがあるので、ちょっと無関心層が多いと思うんですね。そちらへの働きかけについてどうしていくのかとか、あと実際計画に対してどう実施事項を落とし込んでいくかっていうのは、市の全体として中核機関と包括と障害の方もそうかもしれないんですけども、すごく重なっちゃうとか、足りないとかならないように協議をした上で計画的に進めていかなければいけないんじゃないかなって思ってます。

会 長： どうでしょう。

副会長： 今お話があったように、やっぱりこの周知や啓発のところに青梅市はまだ力を入れなれないといけないんじゃないのかな。制度としては、今年は足りるかもしれないから、次年度なのか次々年度なのか、社協に1人その法人後見の事務処理をする方を配置するぐらいのスタンスで、あとは啓発だったり、この成年後見制度だけを勉強しましょうみたいでは、集まらないですよ。興味も持ってもらえないし、そういうところをどうしていくかっていう形での周知と啓発を、青梅市としてはまずは力を入れていって、この前半の令和8年までの間にある程度啓発した上で、少し調査をして、母数をきちんと把握し、本当に今の団塊の世代の人が5年先行くと、80近辺に行きますから、非常に出てきますよ10年先は85ですから相当数の認知症の方、あと、身寄りのない方が増えてくるからそこに備えていくというようなことがもしかすると、今回の計画の中心になっていくっていうのは、どうなんですかね。

会 長： そうなんですけど、そのことってさらにどうなるかっていうと、結局、高齢になった親の子供が障害を持ったりしてると、その人の親族後見やってればそれもできなくなって、後見人は不足するわけですよ。元々後見人問題は日本では、ほとんど親族後見中心に進めてきたんですけども、どうも親族による経済虐待が多いっていうことで、家庭裁判所自体が第三者後見にシフトしだしていったところに国連勧告があってまた親族後見に戻ってるんですね、流れとして。だから、その辺どうするのか。ただ青梅市は、知的障害の人たちの後見がすごく足りないというのが私の印象ですね。私、川崎市の社会福祉協議会の安心センターの審査判定委員会の判定委員に入ってますけれども知的障害の人たちの方がもっと多いですね。例えば、課長がおっしゃる母数っていうところで言うと、今、知的障害の人でグループホームで暮らしてる人は青梅は何人ぐらいですか。

副会長： 青梅のグループホームは数は相当あるんですけど、青梅市民じゃない人が、相当来ているので、入所施設と同じで23区内には施設のグループホームもないのでこういうのは少し変わってきてますけど、青梅にみんな住み込んでいくんです。だから、青梅市民の中でグループホームを利用している人とかっていうのは、うちは今ほぼ100パーセントなん

ですけど、そうですね 100 ぐらいじゃないかな。

事務局： 割合的には半分まで行くかなってとこだったと思うのですが。

副会長： みんな他の区とかから入ってきてる人が多いので、精神のグループなんかもそうだったと思うんですけど、青梅市民で入ってる人っていうのは相当限定される。

会 長： こっちのグループホームに入ってくるときに住民票を移してないですか。

副会長： 知的障害の場合には住民票を移さなくてもいいんじゃないかな。だからお金は全部元の市や区から出てくるんですよ、青梅市が持たなくていいんですけど。

会 長： 多分、もっと出てくる気がしますよね。だから母数は意外とあると見た方がいいのかなって感じがしますがね。

副会長： 今は、親が後見人やってるので、ほぼ無料でやってるわけですよ。無料でやってるか逆に親が子供の金使ったりもしますけど、でも家族としても回してるところが 8 割ぐらいいるんじゃないですかね。1 割 5 分ぐらいが専門後見人で司法書士さんと、社会福祉士あたりでやってみたいな感じだと思います。8 割ぐらいは家族がやってると思う。家族が見れなくなって家族の 8050 じゃないですけど、親御さんが 90 歳になれば、やっぱり後見人できなくなってくるので、ここでうちの施設なんかも専門後見に移っていきましたけど、専門家に移っていくってような感じをやってます。それまでは、しっかりした親御さんは年金もみんな貯金してくれて、そういう後見人になっても対応できるようにみたいな努力をされているご家族が多いですけどね。そこも難しくなっちゃったらあとは法人後見にお願いするしかないみたいな感じですけどね。

委 員 その件で、家族が実際の後見的な仕事はしてるけど後見人になってないケースは知的障害の場合はそんなにないですよ。

副会長 あります。

委 員 認知症の方見てると沢山いるんだけど、普通に生活する分には全然後見人についてないですよ。だから、全員後見人をつけるのは絶対無理な話だと思うんですね。だから後見人制度をどういうところで使うかっていうか、もう後見人につくしかないなっていうのも結局絞らないと、その母数って見えないかなって気もするんですよ。

副会長 相続が発生すると、住所が書いて自分の名前が書けると実印が持てるんですね、実印が持てるということはハンコ押せるので、そうするとそこで相続が進んでいくんですけど、住所と名前を書けない人は実印を持ってないので、そうすると相続ができないとなるとそこでもう相続が発生した段階で後見人をつけるっていう事例は多いです。

委 員 住所と名前だけでは駄目なんですけどね。

副会長 現実的にはね。相続が発生したら、もう後見人につけないとそこまでは我慢ができるって言うのはなんだけど、後見人つけなくて回してくることは可能ではあるんですけど施設入所も同居人ということでご家族がサインして判子押せばなんとかなるんですよ。

委 員 一方でこの資料にある精神障害者保健福祉手帳を持っている方は結構おりますけど、この方が全部後見するかという絶対違うと思います。今うつ病の方がどんどん申請し

て、東京都はどうしてますか。企業もそれと障害者雇用の枠に入れたりしてということ
でいろんなことが絡み合ってるので、どのぐらい困ってる人がいるかがなかなか見えな
いのがあるんですけどね。

事務局 母数の関係ですが、まず青梅市の場合は介護福祉士が非常に多く、またその中で市外
から入ってる方も多いいということ、なかなか実態をつかめていない。今、●●委員か
らもご指摘がありましたように、成年後見も良し悪しがありますので、必ずしも例えば
そういった障害がある方とかが、全て成年後見すべきかというところも課題になってま
して、基本的には親族ができる場合はしているのですが、ある程度把握していく中で高
齢者実態調査を社協で行っておりますけれども身寄りのない高齢者がどのぐらいいて、
今後そういった方がなる可能性があるのか、ある程度を把握していくしかないのかな。
先ほども委員からご指摘ありましたように、まず制度、先ほど資料でありましたように、
社協の相談件数のうち制度全般に関する質問が約 57.5%、全体の 6 割り近く占めてる。
アンケート調査によって成年後見制度についての認知度が低いというのが、明らかにな
りましたので、そこをあらゆる機会をして、周知を図ることで改めて必要なニーズも見
えてくる。まずは周知を青梅の場合は今後の計画にもとづいて、さらに進める中で、実
態の相談件数の中から、ある程度の数を見つけていく。それに合わせて社協の体制も含
めて今後、別法人も含めて、法人後見の体制を整えつつ、国の方でも方針としてある市
民後見もある程度視野に入れながら、進めていかざるを得ないかなと認識してます。

委員 高齢者保健福祉計画のこちらの案の方の資料なんですけどね。この資料で言うと、7
枚目の下の方に高齢者の話なんですけど、高齢者独居世帯の割合で青梅市が 13.2%結構
多いんですが、全世帯数の 13.2%が一人暮らしの方だっというのはともかく分かるって
ことで、その方々のうち、調査で将来的に自分のことを支えてくれる家族がいるのかと
いうような把握を、どっかでうまくやっていって、総量の把握の参考資料にするとか
いう方法もあると思うんです。その二つ前の 5 枚目括弧 3 の表なんですけれども、上の表
がどこで住みたいかというところになると、今のここに住みたいという方が 83.8%い
る。その次は、老人ホームだっという話なんです。多くの方が在宅で住み続けたい
って意向を持っていてその下の表なんですけど、どういうサービスが必要なの
かって言ったときに、残念ながらこの中に、支払いとか契約だとかいわゆる成年後見に
関するようなサービスを誰も必要としないってというのが、出てこないということにな
ってしまうと、先ほど包括の方でそういった周知を図っていく必要があるって
いうこともあるかと思うんですがやはりこの中に出てくるような、必要なサービス
として生活していく上に必要なサービスなんだってことを、出てくるような
そういうアピールをしていく必要があるのかなとは思っています。

委員 ただこういう独居の方は、詐欺師に狙われる確率が高いんですよ。そういう場合に、
後見人がついて取り消せるんです。これはすごく大きなメリットです。後見人が
ついてないと意思能力がないってことを立証しなければいけないって契約を無効

て言うたびに、それっていうのは今までお医者さんにかかったことがありますから、
どういうレベルだったんですかとか、そういったことを全部証明できないと悪徳業者も
そこら辺をすごくきちんとやってきますから自分が契約とか取り消しに合わないよう
に準備してきますから、そういう点でも私は、前も言いましたけど、在宅でお金持っ
てそれでちょっと判断能力が落ちてきている方が一番後見人つけるメリットがあるの
かなと思います。

副会長 ということをみんなが知らないですよ。

委員 そうですね。詐欺師はもうブラックリストとかで繋がってますから、一つ引っか
かるともう次から次へと違う業者はまた騙しにかかってきます。

会 長 地域福祉計画のところになりますけれども、やっぱり相談支援の体制ですね。
いかにそういうところで問題を抱える人たちをいかに早期発見できるか。だから
そういう意味では早期発見のチャンネルが多ければ多いほどいいですよ。そこ
にやっぱりかかってくる。

副会長 障害で言うと、グループホームで今、日中活動支援型グループホームって
いうのがあるんです。市内にもありまして、株式会社でやってるところはほとん
どこれが多いんですね。何かって言うと、これで通所施設とかに通ってくれ
ると、その人の状態とかがみんな第三者がいつも見てるっていう状況の中
で把握ができるんですけど、そうするとお金のことなんかも含めて分かっ
てくるんです。日中活動支援型って全部囲い込んでいて、それこそ権利侵
害の温床にもなっていて、これがまた青梅市の中にも結構建ててきてる
んです。障害の方で言うとそこが問題になっている。皆さんご存知だと思
いますけど成年後見制度は元々禁治産、準禁治産が、この後見制度になっ
てきたので、その権利擁護というような意味じゃないところが結構強いと
ころがあって、国の方にも一応要望書を出したんですけど、さっき言っ
た高齢の人でも、もう最後のところでどうしても必要だっていう人が
被後見人になっていくのはいいんですけど、障害の人たちがさっき言
ったように、もちろん行動ができてお金を持ってる人は、今●●委員おっ
しゃったようにその人の権利擁護するために後見人を付けといて契約を破
棄することができるんです。そういうためには付けてあげる必要があるん
ですけど、そうじゃなくて、期間を限定して必要な期間だけ後見人を付
けるみたいな制度に変えられませんかっていうことを一応国には要望して
います。そうじゃないとさっき言った80年間ずっと後見人付けなければ
いけないみたいなことになってしまう。18歳以降については、後見人を付
けざるを得なくなっちゃうので、そうすると親がやってるうちがいいん
ですけどその後、親ができなければみんな専門あるいは法人後見というこ
とになるんだけど、でも本当に必要かどうかっていうと、先ほど言われ
たんですけど、監査や何かで市役所もしっかり見ていただければ、例
えば施設が不正なことをしてお金を巻き上げてるとか、そういうのを
きちんと審査してもらうなんてことを考えれば、後見人を取らない
でも、施設では必ず本人が使ったものについては、帳面つけてレシ
ートをつけてそれをみんなご家族なん

かに示せるように全員作ってますから、使い込みができるような状況にはなっていないので、高齢もそうでしょうし、我々障害もそうなので、そういう意味では後見制度を必ず使わなければいけないかってなるとそうでもないんだけど、相続だけは絶対に必要になるのかなと思ってます。青梅市のこの会議ですから、国の制度をこう変えろみたいなとこまでいってるわけではないですけど、一応そういうところは要望書は出してます。

会 長 現状でちょっと支援でいくつか聞いて困ってるのは、知的障害、精神の人たちですよ。様々カードを使っていろんなことやれる。あまりにも借金背負い込んだんで、それを返しながら利用の限度額を本人との話し合いのもとで10万までっていうふうに決めましようねっていうふうに決めて買える。でも、いつの間にか本人がそれを限度額変えちゃってる。また借金するっていう、この辺が、最近の事例が多いですね。やっぱり、法人後見しても支援する側も困ってしまう。

副会長 キャッシュレスの時代になってるじゃないですか。P a y P a yに入れるのはその通帳から直落ちるようにはしてないですよ、コンビニって1万円入れて、それで使うみたいなことを堅くやってますけど、知的障害の人たちは分からなければ全部通帳から直落ちるようにしちゃうと、もうどんどん使っちゃいますよね。怖いから僕なんかお金入れてないと使えないように自ら縛りますけどね。

会 長 軽度知的障害者は、使えますね。

副会長 使えるんですよ。

委 員 そういう方は、もし鑑定したらどうなるのか。

副会長 後見類型にはなるんですよ。

委 員 補助か補佐ですね。

副会長 補助でも補佐でも付けといて同意権が行使できれば、先ほど言ったようなで取消しが効くんですけどね。そういう意味で言うとやっぱり権利擁護としては大きな制度ではあると思うんですけどね。

会 長 もう一つ、先般、この青梅市の計画に関わるところで、地域福祉計画、高齢者の計画障がい者の計画、それから社会福祉協議会の活動計画この四つの計画の委員会の会長、副会長の会議があったんです。地域福祉計画の会長の大橋会長から、利用促進計画について、ちょっとコメントが出てきて、それはもう少し成年後見だけにあんまりシェアを絞り込まないでもうちょっと広くっていうことがあって、そのところで一つの例として挙げられたのが、今日私が用意した相模原市の社会福祉協議会の行ってるみまもりエンディングサポート事業です。パンフレットの方をちょっと見てもらうと分かりやすいので、表紙見ると、事前に準備っていう部分で、入院時の支援と、備えて安心死後の葬儀、家財処分。この辺をサポートしてくれるというもので、中を開けば、対象の人から右側の方にサービスの種類で入退院の支援と、あと死後事務。これらはそれなりにお金がかかります。こういうものについて、この計画の中に、入れるかどうかというところの皆さんで検討していただきたい。実際の事例がこの中の資料のみまもりエンディングサポ

しゃいます。流れとしてみまもりエンディングサポート事業という形で、今後看取りに向かってというか、一連の流れでどこのサービスを使っていくかとか、どういう形で相談していくかっていうのも周知をしていく必要があるのかなと感じています。

副会長 包括の中でそういう把握が、新たにこちらに負担をかけるようなことをしなくてもしたほうがいいですか。

委員 一人暮らしの高齢者の方で親族がいらっしゃるか、いらっしゃらないかというのは相談に来ないとわからない部分があるんです。なので、民生委員さんたちの高齢者の把握っていうときに、緊急連絡先を聞き取っていただいているので、そういうところで親族に任せる方が難しいというのは聞き取りがしていただけるのではないかなと。

委員 高齢者実態調査は社協と共同でやるんですけど、実際にそこに住んでいらして、緊急連絡先がどなたであるかということまではやるんですね。では、後見だとかそういう自体が発生したときに云々というのは、そこまでは調査の場面では、聞けないというか、調査用紙に後見人の候補というか、お願いしたいと思いますかって書いても多分、分からないのが実態じゃないかなと。それだけの高齢者の方がいるという把握はできてます。ただ、それ以上の後見人の必要としての母数に至るまでのデータはそこにはないので改めてそこは聞いていかなければならないという状況です。

会長 例えばこのみまもりエンディングサポート事業のようなものを必要とする人はどうだろうっていう感触はどうですか。

委員 私自身がいち民生委員として訪問している中で、こういうみまもりサポートが必要だと思われる方は、いらっしゃいます。私がリストとして作って70件ぐらいで、お1人の場合も夫婦のみお2人のみの場合もありますけども、そん中でこういうエンディングという意味で心配なのが2、3件ぐらいがあります。それが青梅市全体でどのぐらいあるかちょっと分かりませんが、そこはちょっと把握できてます。

会長 これも含めて、ここで計画に盛り込む内容を今日、皆さんに言っていただけないと多分、事務局の方も困ると思います。少しそうした発言を皆様からいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

副会長 とにかく、周知啓発をしていくということをメインに据えていただいて、あとは市民後見については、研究し、みんなで学んでいく的なスタンスぐらいで。ただ、5年後ってというか、次の期はもう確実に必要になってくるように思うので、その辺のところを検討しつつ、みんなで学んでいったり、もしできれば市民後見人の研修事業を終わりの方では考えてみるぐらいなのかなあと考えています。

基本的にはやはり啓発、周知が青梅市としては大切で、ここに書いてある通りやっってくださいような法人を探していくというようなところで、いいような気がしているんです。今現状の青梅市のところではとにかくこのことがまだ、もう結構な年数経ってるんですけどどちらの施設では必ず必要になりますから使ってますけれど、そうじゃないところ、一般の方々は、自分のところに差し迫ってこないもので、分かっていないので、さっ

き包括の研修や何かに挟み込むだけっていうことではなく、広く、どういうふうに伝えたら皆さんに伝わっていくのかっていうところをやるのが青梅市の課題ではないですか。

委員 現状というか、現実ですね。

副会長 もう一点が、包括もそうですし、民生委員もそうだし、多分社協もそうですけど、母数の話じゃないですけど、それを上手にネットワーキングして、ニーズを把握する仕組みを考えることは必要なんじゃないかな。今聞いてると、いくつかの探る道はあるみたいだから、それをどういうふうに集約して、母数を捕まえるかみたいなことを検討してもらおうというか、今この計画の中に書き込まなくてもいいと思うんだけど、そういうことを検討していくっていうのは、計画の中にあつたらいいような、僕は気がします。

委員 確かにそれは必要だと思いますね。先ほど言った民生委員と社協でやってる高齢者実態調査は、名前、年齢とかあるいは緊急連絡先以外にも生活状況だとかが記録されていますので、その辺から拾っていく。そこまで拾ったデータって多分他にないと思われまますので、それを活用していくっていうことが一つのやりようかなっていうふうには思われます。

委員 基本方針4、権利擁護や成年後見制度の推進の①で権利擁護の推進の中に権利擁護の推進と成年後見制度の利用促進があつて、この会議は、成年後見制度利用促進の方なんですけど、今の議論だとその上の権利擁護の推進という方もやりなさいっていうふうに関こえます。例えばみまもりエンディングサポートなんかもどちらかというとな、上ですよ。あと事前に準備する例えば任意後見となると、成年後見制度とは違いますよね。

委員 いや、任意後見制度です。

委員 別立ての法律ですよ、民法に入っていないですよ。

委員 同じですよ。やることは同じ、ただ専任の手続はだいぶ違う。

委員 違いますか。

委員 うん。

委員 任意後見も成年後見制度の中に入っているということですか。

委員 はい。

委員 別の法律なんですよ。

委員 なる場合が違うみたい。法定後見というのは本人がもう半分なくなっちゃってる状態で、周りの人が付けるということは、親族だったり青梅市だったりと思います。任意後見は自分であらかじめこの人に後見になってもらいますっていうのは公正証書で契約しておくので、ある程度判断能力が落ちたときに、もうちょっと任意後見人に候補者の方にやってもらった方がいいよねってことで裁判所に申し立てると監督人が付いて後見が始まる。あとは、ほぼ同じなんですけど、ただ一応契約をベースにしていますんで、自由に決めれるんですよ。何をやってもらうとか、報酬をいくらにするか。

委員 事前にこう勉強して準備しておく、どっちかというとな任意後見をやりましょうという話になるのかなと。

委員 本当は任意後見がいいんですけど、いかんせんお金払うようになりますので、みんなそこがネックなんですよね。私も何回かもう後見どうですかって言ったら、必要ないって言ってるんですよ。実際は、判断能力欠けたときに大変なことになってしまうんですね。

委員 やっぱり、事前に情報提供も大事だということになりそうな気がします。

副会長 法定後見だけじゃなく、今言った任意後見のことなんかもやっぱり周知しないといけないですよ。

委員 周知もそうですけどやっぱり一番のネックはお金ですね。ベースはそこだと思います。
副会長 すごいかかるんですか。

委員 いや自由に決めていいんですよ。私は月 5000 円でやりますよって人がいればすごい安いです。ただ、私は絶対やりたくないですね。

委員 私も民生委員活動していて、一件経験したことがあるんですが、後見人として受けてくださった方は弁護士さんで結構な費用でした。年何十万でした。依頼した方がお金持ちだったのかよく分からないんですけど。ただ一般の人たちだとかあるいはそれなりの社会福祉士とか資格を持った方が、任意後見で契約に入るとどのくらいの費用になるのかってというのは、全く想像がつかない。無料ではいかないのは確かなんですよ。

委員 先ほど事務局の方から、あんしん生活創造事業の報告がありました。最初の方に相談件数 85 件でした。そのうちの制度を知らない人が多いってことですね。これは青梅市の現状だと思うので、具体的な対応とかいろいろ問題あると思うんですけども、これを先ほどからあるようにいかに周知していくかっていうのが、議論の必要性がまず優先してあるんだろうと思っています。後見制度、任意後見とかありますけども、制度はあるのは知ってるけども、もしかしたら使わない方がいいっていうのを市民が分かっている方がいいのかもしれない。先ほど話ありましたけど、デメリットとしてお金がかかるんです。若い方だと 80 年もやっぱ続くんで、継続性が難しい。そういう制度あるけども私は使いたくないっていうものを、市民にそういう制度がまずあるっていうのを周知の必要があるのではないと思う。合わせて、後見制度だけじゃなくて遺言だとか、家族信託とか契約書で信託契約とかあります。その辺も含めて、最終的な目標は本人が自分らしくいかに生きてるかっていうところをいかに支援するかっていうものだと思うんで、そのへんをまず周知かなと思っています。具体的には例えば青梅市の Web サイトとかでトップページにそういう制度があるっていうのを周知するとか、市役所の中に相談窓口があると思うんですけども、その中で後見制度だけじゃなくて、遺言があれば家族信託もあるし、その他に任意契約、自立支援センターとかもあるでしょうけどそういうのも全部含めて、その中であなたらしい生活アプリですというそういう相談窓口があるという広報でもいいですけど、周知があればいいのかなと思っています。あと予算もあるでしょうけども、パンフレットで周知するとか、どうしても利用する人は、高齢者なので、青梅市には 20 何件、福祉施設がありますからそういうところも特にケアマネージャーとか

にそういう周知を図って、青梅市と連携また包括と連携して、いかに本人に支援するかっていうところを周知したらいいのかなと考えております。

副会長 僕は本当にそう思っていて、後見制度を使わないでもいろんな制度があるみたいなんですよね。●●委員がより詳しいかもしれないんですけど、もう少し情報提供を、この後見だけじゃなくエンディングなのか、その生活の権利擁護を含めてどういうふうな制度があってどういうふうに使ったらいいのか、その例えば相談窓口がどこかにあるのかとか、その辺のところでは何か困ったらっていうだけじゃなく、それともう一つ今並行して普通に研修する機会を設けると、いくつかそういうことを成年後見の推進にはならないかもしれないんです。ここの権利擁護のこの基本方針のところを変えることができるかというのかどうか分かんないんですけど、権利擁護の推進ということはもうメインでいいと思うんですけど、成年後見制度も利用して権利擁護の推進みたいなふうに題名変えられないのか、変えないのかわかんないんですけど権利擁護が大切なんじゃないのかなと思います

事務局 一応情報提供ですが、先ほど●●委員さんからもお話がありましたが、成年後見制度自体は、当然、権利擁護の面もありますし、計画の44ページの3行目でも記載はしておりますが、継続して尊厳のある本人らしい生活を送ることができるよう普及啓発とかそういうものを図っていかなくてはいけない取組だというふうに考えております。私も成年後見制度利用促進の体制整備研修ということで、基礎研修を先日受けたところであります。そういったところでも支援する側が、本人を無視して制度を強制してしまうっていうところもあったり、まず本人が何をどう望んでいるのかというところを前面に考えていかなくてはいけないかなっていうところもあります。どのような支援が必要なのか、そもそも制度自体も含めて、周知啓発というか、本人にもこういう制度があるよとか、ご本人が一番納得する方法でやっていかなくてはいけないのかなというのが大事ということを教わったところであります。何度も恐縮ですが利用促進計画を包括する地域福祉計画におきましては、青梅市における包括的な福祉相談支援体制ということで、先ほども申し上げました、重層的体制整備の中で、身近な相談福祉総合相談窓口を、計画の中では、各市民センター11ヶ所に設置して、地域福祉コーディネーターも配置していく予定で検討しているところでございます。地域福祉コーディネーターも含めて本人から様々な相談を受ける中で、この成年後見制度も含めた周知啓発をしていけるといいのかなと考えております。

委員 実際にそれを実行していくって各地域ごとに少しはそういう制度を活用すると思うんですけども、その機能の中に、今こういった成年後見だとか、まだ任意の後見であるか、あるいは、そういったところも受け付けるキャパシティを持たせていくとか持っていく、そこの担当の方は、とてもじゃないけどそこまでの知識はないと思いますが、常にネットワーク等を通じて、この内容だったらこの人に繋いで、その場で相談が受けられるとか何かそういう、今のネットの技術であれば、結構相談に見えた方、その

場で別の方をネットで繋いでとか、何かいろいろ手段というか方法は考えられると思いますけどね。

会 長 大事なのは、国が言ってる重層的支援体制整備事業の中に、他機関協同事業っていうのもあるんです。いろんなチャンネルから市民の動向を把握していったもの、その情報がそこにちゃんと繋がるかどうか。そこが一番大きいんですよ。そういう意味では、いろんな問題把握、ニーズ把握をできるような事業の裾を広げておく。そこから集約していく。だから多分、社協に委託していますあんしん生活創造事業のところのこの受任調整会議なんかでも、ここに出てきたもの等も全部、全体的なところでこういう事例があるっていうところが、全部繋がっていかないと、良くないんじゃないかな。ですから地域包括さんからもそういう情報がどんどん上がってくる。そこに多機関協働で、世帯で複数の問題を抱えてるのであれば、それぞれの専門職が全部できて、調整する会議がきちんと開かれることが大事なんです。先ほど、地域計画の方の策定の会長からもちょうとこうしたみまもりエンディングサポート事業まで裾野を広げるということであれば、ぜひ、この辺の検討を、社会福祉協議会の計画の委員会の方に伝えていただかないと、いけないですよ。

事務局 地域福祉課長が、そちらの策定の委員を務めておりますので、この審議会ですういった意見があったということをお伝えできるかと思います。

会 長 大体2時間になります。どうでしょう、他に何かございますか。

5 その他

会 長 事務局と話しまして最終的に大体これで作っていくということで、皆さん方の今日のお話、前回の話をまとめて計画書に盛り込むところで、また集まって審議するというのが、なかなか時間的に取れそうにないので、文言等は、私と事務局に一任していただけますか。

委 員 はい。

会 長 それでは、他に委員の皆さんからこれだけは発言しておきたいとか、あればと思うんですけど、なければこれで終わりにしたいと思います。最後に副会長お願いします。

副会長 皆さんからいろんな意見をいただきましてありがとうございます。福祉の基本でありますネットワークと、それから情報の収集、そして最後の方で少しまとめさせていただきましたけども、青梅市民一人一人の権利擁護を推進してもらおうという方向で、あとは会長それから事務局の方にお任せしていくっていう形で今日の会議を終わりにさせていただきますけども、よろしいでしょうか。

委 員 はい。

副会長 ありがとうございます。